

国民年金コーナー

国民年金第1号被保険者の独自の給付

国民年金には第1号被保険者(自営業者、農業者、第2・3号被保険者ではない方など)の独自の給付として、「付加年金」「寡婦年金」「死亡一時金」の3つがあります。

○付加年金

国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者が、定額保険料1万5,250円(平成26年度保険料)に付加保険料(月額400円)をプラスして納付することで、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて支給されます。

- ◆付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数。
- ◆付加年金は定額のため、物価の変動による増額・減額はありませぬ。
- ◆国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納付できません。
- ◆付加保険料は、申し込んだ月分から納付するようになります。納付期限は原則翌月末日(休日・祝日の場合は翌営業日)です。

※納付期限を過ぎた場合でも、期限から2年間は納付することができますが、納め忘れ防止のためにも期限内に納付するようにしましょう。

○寡婦年金

第1号被保険者として保険料納付済み期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が亡くなった時に、生計を維持されていた妻(継続して10年以上婚姻関係があること)に、60歳から65歳になるまで支給されます。

- ◆年金額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3の額です。
- ◆夫が障害基礎年金の受給権者だった場合や老齢基礎年金を受給したことがある場合は支給されませぬ。
- ◆妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受給している場合は支給されませぬ。

○死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納付した月数が36月以上(一部納付の場合は月数が違います)ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時に、その方によって生計を同じくしていた遺族に支給されませぬ。

- ◆支給には優先順位があり、①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹の中で優先順位が高い方に支給されます。
- ◆死亡一時金の額は、保険料を納付した月数に応じて12万円から32万円が支給されます。
- ◆付加保険料を納付した月数が36月以上ある場合には、8,500円が加算されます。
- ◆遺族が遺族基礎年金を受給できる場合には、死亡一時金は支給されませぬ。
- ◆寡婦年金を受給できる場合には、死亡一時金と寡婦年金のどちらか一方を選択します。
- ◆死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡日の翌日から2年ですのでご注意ください。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434
☎町民生活課 ☎72-6933